

軽度者(要介護1以下の方)に対する福祉用具貸与の基準

種目	厚生労働大臣が定める者 イ	該当する基本調査項目	福祉用具の貸与にあたり、介護支援専門員等が行う手続き	制度改正
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に歩行が困難な者	1-7 「3. できない」	A ①認定調査票の写しを入手し、基本調査項目を確認する。 ②サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与をケアプランに位置付ける。	H18.4
(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する基本調査項目なし	B ①移動の支援が特に必要と認められるかどうかについて、介護支援専門員が確認する。 ②主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員や軽度者の状態像について助言可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与をケアプランに位置付ける。		
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に起きあがり困難な者	1-4 「3. できない」	A	H18.4
	(二)日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」		
※老企第36号『9福祉用具貸与費(2)要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費①ウ「i～iii」の状況にある者』	1-4「3.できない」以外 1-3「3.できない」以外	C ①「医師の意見(医学的な所見)」に基づき、老企36号に規定されている「i～iii」のいずれかに該当することを確認する。 ②サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与の必要性を判断し、福祉用具貸与確認申請書を作成する。 ③豊島区に福祉用具貸与確認申請書とサービス担当者会議の要点(ケアプラン第4表写し)を提出し、確認を受ける。	H19.4	
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	次のいずれかに該当する者			
	日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」	A	H18.4
老企第36号「i～iii」の状況にある者	1-3 「3. できない」以外	C	H19.4	
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者			
	(一)意思の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者(右のいずれかに該当する場合)	3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外	A	H18.4
		3-2～3-7のいずれか「2. できない」		
3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状のある旨が記載されている場合も含む				
(二)移動において全介助を必要としない者	2-2 「4. 全介助」以外			
老企第36号「i～iii」の状況にある者	上記以外	C	H19.4	
オ 移動用リフト(釣具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者			
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	1-8 「3. できない」	A	H18.4
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」		
(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する基本調査項目なし	B ①段差の解消が特に必要と認められるかどうかについて、介護支援専門員が確認する。 ②上記「車いす」の場合と同様	H18.4	